

公表用

令和４年９月23日に浜松市教育委員会が認定した
いじめの重大事態 調査結果報告（答申）

令和６年１月31日
浜松市いじめ問題第三者委員会

目次

はじめに	1
第1 本件の概要	2
1. 関係生徒	2
2. 本件の概要	2
3. いじめの認知及びいじめの重大事態の認定	3
(1) X中によるいじめの認知	3
(2) 市教委によるいじめの重大事態の認定	4
4. 第三者委員会による調査	6
(1) 調査の目的	6
(2) 調査の組織	6
(3) 調査内容	6
(4) 調査日程	7
(5) 調査事項・調査方法	8
第2 事実関係の調査	8
1. 調査方針について	8
2. 本委員会が検討した行為	9
3. 事実認定及びいじめの有無	9
(1) 令和3(2021)年度以降、部活動での作業負担が生徒Aに集中していたこと	10
(2) 令和3(2021)年度に先輩へのプレゼントであるキーホルダーを作る際、生徒Aに負担をかけたこと	11
(3) 令和4(2022)年6月18日に体育館の鍵を開けて生徒AとK顧問が中に入れないようにしたこと	11
(4) 令和4(2022)年6月21日～体育館ピロティに置いてある生徒Aの荷物から離すように荷物を移動したこと	12
(5) 令和4(2022)年6月中体連夏季大会直前の練習中や大会期間中に行われた行為(生徒Aが触ったボールを取り換える。[redacted]。生徒Aを無視する。)	12
(6) 令和4(2022)年[redacted]月[redacted]の中体連夏季大会中の行為	13
(7) 令和4(2022)年10月12日にSNSのグループから生徒Aを残して一斉に退会したこと	14
4. いじめと不登校との因果関係	15
第3 本件が発生した要因・背景	16
1. 生徒について	16
(1) 生徒A	16

(2) 生徒A以外の同学年部員	17
2. X中の体制や対応について	17
(1) 校内指導体制	17
(2) いじめへの対応について	19
(3) 指導記録について	24
3. 市教委について	25
(1) 事案把握から重大事態認定まで	25
(2) X中への支援と見届け	26
(3) 法や基本方針に則ったX中への指導	28
第4 再発防止に向けた提言	28
1. 報告書で指摘したことへの改善策を講ずること	29
2. 法令等に沿った対応	29
(1) X中	29
(2) 市教委	30
3. 要因・背景調査を対処・再発防止に生かすこと	32
(1) 日々の個の捉えを生かす取組	32
(2) 部活動への対応	33
(3) 法令等に則った組織的対応の周知徹底	33
(4) 市教委の早期介入	34
4. 財政基盤の充実	34
5. 市教委と市長部局との連携	35
6. 重大事態の調査に係る問題点の整理と改善	36
(1) 本委員会による調査開始の説明	36
(2) 被害生徒への支援体制の充実	37
第5 別添資料	
1. 浜松市いじめの防止等のための基本的な方針 (平成26年3月 最終改定 令和4年9月)	
2. 令和3年度浜松市立■■■■中学校いじめ防止基本方針	

はじめに

本調査報告は、令和4(2022)年9月23日に浜松市教育委員会(以下「市教委」という。)が認定した浜松市立■■■中学校(以下「X中」という。)で発生した女子生徒に関わるいじめの重大事態(以下「本件」という。)について、まとめたものである。同年11月29日に市教委より諮問を受けた浜松市いじめ問題第三者委員会(以下「本委員会」という。)が調査を行い、その結果を報告書にしている。

本委員会では、調査を進めるに当たり、市教委より次の4点(①いじめの事実、②本件についての要因及び背景、③X中、市教委及び浜松市のいじめ対応に関する事実、④その他、当該報告に係る重大事態への対処及び当該重大事態の発生の防止のために講ずる措置に関すること)を明らかにすることが求められた。よって、各委員は、司法・医療・心理・福祉・教育の様々な見地より公平・公正・厳正に審議を重ねながら検討してきた。

なお、本件の審議には、①学校がいじめの認知をしてから市教委が重大事態と認定するまでに期間が空いたこと、②本件の関係者が多く、調査するための時間が必要であったこと、③②により調査資料が膨大であったこと等の事情があり、調査・審議には時間を要し、より慎重な審議となったことも付け加えておきたい。

浜松市は、「いじめの防止等のための基本的な方針」(以下「市の基本方針」という。)の中で、以下の3点を目指し、いじめ防止等の取組を推進していくとしている。

①全ての子供たちが、安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができ、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすること、②全ての子供たちがいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないこと、③いじめが、いじめを受けた子供たちの心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることを子供たちが十分に理解できること。

本調査報告書により報告したことが、上述の内容を実現するために少しでも役立ててもらえることを期待したい。

令和6(2024)年1月31日
浜松市いじめ問題第三者委員会

第1 本件の概要

1. 関係生徒

- (1) [] (以下「生徒A」という。)令和2(2020)年4月X中入学
- (2) [] (以下「生徒B」という。)生徒Aに同じ。
- (3) [] (以下「生徒C」という。)生徒Aに同じ。
- (4) [] (以下「生徒D」という。)生徒Aに同じ。
- (5) [] (以下「生徒E」という。)生徒Aに同じ。
- (6) [] (以下「生徒F」という。)生徒Aに同じ。
- (7) [] (以下「生徒G」という。)生徒Aに同じ。
- (8) [] (以下「生徒H」という。)生徒Aに同じ。
- (9) [] (以下「生徒I」という。)生徒Aに同じ。
- (10) [] (以下「生徒J」という。)生徒Aに同じ。

2. 本件の概要

令和4(2022)年2月17日にX中がいじめを認知し、同年9月23日にいじめの重大事態として市教委が認定した本件について、被害生徒は生徒A、加害生徒は生徒B～Jの9人とし、認定の理由は、相当の期間学校を欠席したこと(令和4(2022)年9月22日現在：第2学年欠席36日、うちいじめによる欠席18日、第3学年いじめによる欠席33日)である。

生徒Aは、指定学区外からX中に入学した。その理由は、[]という経緯があり、自分もX中で[]部に入部したいと思ったからである。

学校における生徒Aは、[]と理解されている。

令和4(2022)年1月17日、生徒Aは「クラスの雰囲気が嫌だ」との理由で、登校途中、自宅に戻り、その日から登校できなくなった。部活動に関する悩みは、令和3(2021)年新チーム発足時から、[]教諭(以下「K顧問」という。)に伝えていたが、当初、欠席理由として部活動の悩みの訴えはなかった。しかし、1月下旬から生徒Aは、欠席理由として部活動の悩みを訴えるようになり、その後令和4(2022)年2月15日には、自分の思いをK顧問が分かってくれなかったことがショックであると述べたので、K顧問は生徒Aに「(生徒Aの話の)内容を否定しない」「(生徒Aの)話を遮らない」「(生徒Aに)価値観を押し付けない」という3つの約束をした。同17日には、生徒A母から「欠席理由に部活動での傷付きがある」との訴えがあったため、X中は部活動におけるいじめ(以下「本事案」という。)と認知し

て、対応を開始した。2月から3月にかけて、関係者からの聴き取りや生徒Aと生徒B～Jとが顔を合わせて話し合う場をもつが、生徒Aと加害とされる9人の関係は悪化する一方であった。

令和4(2022)年4月15日には、生徒A保護者からX中へ、「加害生徒への指導」「生徒Aの復学に向けての対応」「部活動における具体的指導の説明」等を求める要望書が出された。この後、生徒Aと加害とされる生徒のうちの4人(生徒[])との間で再び話し合う場をもったが、生徒[]自身
自身の納得だけでなく、生徒[]の保護者からの理解も得られなかった。そのまま、中学校生活最後の大会である同年[]月実施の「浜松地区中学校体育連盟夏季大会」(以下「中体連夏季大会」という。)に、「部員全員で出場する」ことを目指していくことになるが、この間や中体連夏季大会中に、生徒Aの気持ちが傷つく様々な行為があり、生徒Aと生徒B～Jとの関係はさらに悪化していった。

X中は令和4(2022)年5月に、生徒B～J保護者への説明を個別に行い、中体連夏季大会後にも、部員への聴取調査や生徒A保護者との面談などを行った。しかし、生徒Aと生徒B～Jの関係は改善されないまま、令和4(2022)年9月9日には、生徒A保護者から2回目の要望書が出された。要望は、「被害生徒の尊厳の回復」「被害生徒の心身の安全の確保」「学校の対応の長期化により授業が受けられないことに対する進学への配慮」の3点であった。

生徒A保護者の要望を受け、又いじめにより相当の期間欠席したことを理由とする欠席日数の増加から、市教委は、令和4(2022)年9月23日、本件を重大事態と認定したが、認定に至る会議の記録は残されていない。

3. いじめの認知及びいじめの重大事態の認定

(1) X中によるいじめの認知

いじめ防止対策推進法(平成25(2013)年法律第71号。以下「法」という。)第2条第1項において、「『いじめ』とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。」と定義されている。

生徒AとB～Jの通学するX中は、本事案のいじめ定義への適法性を以下のように認知した。

令和4(2022)年2月17日、生徒A母がX中に来校し、対応した教員(K顧問、[]教頭(以下「L教頭」という。))、生徒指導主事[]教諭(以下「M生徒指導主事」という。))に、「生徒Aは部活動が原因で傷付いていた。」との

話をした。X中では、部活動内での他の生徒の行為が生徒Aに心身の苦痛を与えているものと判断し、いじめとして対応することを決め、生徒A及び生徒A母に伝えた(いじめ認知日)。同月18日実施のX中第■回生徒指導委員会の記録に、「生徒A・・・部活、仲間外れにされる、無視される、(生徒Aの)指示に従わない→いじめ認知」の記載が確認できる。また、市教委指導課に提出した同年3月1日付「いじめ認知報告書」でも、いじめ認知日は2月17日となっている。

令和4(2022)年2月18日、K顧問とM生徒指導主事が、生徒Aと生徒A母から、いじめの内容について聴き取り、生徒Aは次の内容を訴えた。

- ・練習メニューの選択、記録ノートの集計、用具運びで色々と任されて仲間外れにされる。
- ・仕事を私に押しつけて手伝ってくれない。
- ・疎外感を感じる。
- ・K顧問も自分の努力を評価してくれなかった。

部内で、心身の苦痛をもたらす、生徒Aに向けられた生徒B～Jの行為の反復があったことを確認し、それらの行為が当事者間において法に定められたいじめの定義を満たすものであることを確認した。

(2) 市教委によるいじめの重大事態の認定

法28条第1項において、重大事態とは、以下のいずれかに該当するものをいう。

- ア. (学校又は教育委員会が、)いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき(生命心身財産重大事態、同項第1号)。
- イ. (学校又は教育委員会が、)いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき(不登校重大事態、同項第2号)。

※「いじめの防止等のための基本的な方針」(以下「国の基本方針」という。)

は、「相当の期間」について、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする、としている。

市教委は、本事案の重大事態定義への適法性を以下のように認定した。

令和4(2022)年4月15日、生徒A保護者はX中への要望をまとめた「要望書」を提出した。その主な内容は、以下のようなものであった。

- ・中学1年時より部活動内で、荷物運搬や記録ノートの担当を押し付けるなどの行為があった。
- ・令和3(2021)年7月に生徒Aが部長となったが、生徒B～Jは生徒Aの指示に従わず、K顧問の不在時に怠慢な態度、活動の妨げとなるような言動が繰

り返され、生徒Aはストレスを抱えるようになった。

- ・令和4(2022)年1月17日より不安感が強くなり、生徒Aは登校できなくなった。(令和4(2022)年3月末まで欠席36日、遅刻7日、早退7日)
- ・K顧問の対応、学校の組織的対応に問題がある。
- ・K顧問に相談したが、状況は変わらなかった。
- ・生徒Aがどのようなサポートを受けられるか、成績はどうなるのか、他部員への指導、謝罪の内容と方法、再発防止策について、4月末までに文書での回答を(X中に)求める。

令和4(2022)年4月19日、X中[]校長(以下「N校長」という。)とL教頭は市教委指導課を訪問し、状況を報告した。この時点では、生徒Aの出席状況が改善傾向にあったため、市教委指導課の支援を受けながらX中が対応していくことを確認した。

同年4月27日、X中は独断で生徒[]の4人を3時間目から別室に呼び、生徒Aへの謝罪の場(令和4(2022)年10月4日市長報告)に向けた指導を行い、放課後、4人の保護者に説明を行ったが、X中の対応に対する保護者の理解は得られなかった。この謝罪の場の設定は、市教委指導課の指示を受けたものではない。

この後、X中は市教委指導課の支援の下、令和4(2022)年[]月実施の中体連夏季大会に部員全員で出場することを目標に対応に当たったが、生徒Aが心理的苦痛を感じる行為、生徒A保護者がいじめと訴える行為が発生することとなった。

X中は令和4(2022)年5月12日～21日に、生徒B～Jの保護者への説明を個別に行い、中体連夏季大会後にも、部員への聴取調査や生徒A保護者との面談などを行った。また中体連夏季大会後、生徒Aは教育総合支援センターでカウンセリングを受けるようになった。生徒A保護者からはX中に、いじめへの対応や生徒Aへの支援について要望が伝えられた。

さらに、令和4(2022)年9月9日、生徒A保護者から「X中[]部のいじめ重大事案に関する質問と要望について」の文書が提出され、X中と市教委に対する質問事項、要望事項が伝えられた。要望は、「被害生徒の尊厳の回復」「被害生徒の心身の安全の確保」「学校の対応の長期化により授業が受けられないことに対する進学への配慮」の3点であった(再掲)。

令和4(2022)年9月23日、生徒Aのいじめによる欠席が第3学年で33日となったことにより、市教委は本件を不登校重大事態と認定した。同年10月11日に市長報告をし、同月20日には、生徒B～Jの9人の保護者にも、本件が重大事態となったこと、第三者委員会が調査を行うことが伝えられた。

4. 第三者委員会による調査

(1) 調査の目的

法第28条第1項で認知したいじめの重大事態について調査を行うことが、当該報告に係る重大事態への対処及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認められるため。

(2) 調査の組織

いじめの重大事態の調査に関するガイドライン(以下「ガイドライン」という。)、及び不登校重大事態に係る調査の指針(平成28年3月)に則って、調査する。調査主体は市教委であり、法第14条第3項の市教委に設置される附属機関(浜松市いじめ問題第三者委員会)が主体となって調査を行った。

本委員会の委員は、次のとおりである。

委員長	木村 正男	学識経験者
委員	丹羽 聡子	弁護士
委員	加藤 康彦	精神科医
委員	西川 知子	公認心理師、臨床心理士
委員	徳広 圭子	社会福祉士

「5人共、それぞれの分野で高い専門的知識をもつ。本事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない。したがって公平性・中立性という点でもまったく問題はない。」と市教委が判断し、委嘱した。

(3) 調査内容

市教委から諮問のあった以下の4点について調査を行った。

ア. いじめの事実

イ. 本件についての要因及び背景

ウ. X中、市教委及び浜松市のいじめの対応に関する事実

エ. その他、当該報告に係る重大事態への対処及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために講ずる措置に関すること

(4) 調査日程

回	開催日時	内容(項目)
1	令和4(2022)年 12月14日(水)	①重大事態事案についての説明 ②今後の調査計画
2	令和4(2022)年 12月27日(火)	①調査開始前説明 ②調査の進め方
3	令和5(2023)年 1月13日(金)	①今後の調査計画 ②聴取調査の進め方
4	令和5(2023)年 1月22日(日)	①X中提出資料の確認 ②今後の調査計画
5	令和5(2023)年 1月29日(日)	①生徒A及び生徒A保護者からの聴取調査 ②今後の調査計画
6	令和5(2023)年 2月8日(水)	①情報共有と資料整理 ②今後の調査計画
7	令和5(2023)年 2月13日(月)	①X中関係職員からの聴取調査
8	令和5(2023)年 3月1日(水)	①関係生徒からの聴取調査の進め方 ②今後の調査計画
9	令和5(2023)年 3月12日(日)	①関係生徒からの聴取調査
10	令和5(2023)年 4月25日(火)	①関係生徒からの聴取調査の整理 ②今後の調査計画
11	令和5(2023)年 5月8日(月)	①関係生徒からの聴取調査の整理 ②今後の調査計画
12	令和5(2023)年 5月30日(火)	①X中関係職員からの聴取調査 ②市教委指導課関係職員からの聴取調査 ③今後の調査計画
13	令和5(2023)年 6月19日(月)	①調査報告書の作成について ②X中関係職員等聴取調査の整理
14	令和5(2023)年 7月24日(月)	①いじめの事実認定について ②今後の調査計画
15	令和5(2023)年 7月31日(月)	①いじめの事実認定について ②今後の調査計画
16	令和5(2023)年 8月21日(月)	①調査報告書の執筆 ②今後の調査計画

回	開催日時	内容(項目)
17	令和5(2023)年 9月6日(水)	①調査報告書の執筆・検討 ②今後の調査計画
18	令和5(2023)年 9月26日(火)	①調査報告書の執筆・検討 ②今後の調査計画
19	令和5(2023)年 10月12日(木)	①調査報告書の執筆・検討 ②今後の調査計画
20	令和5(2023)年 10月23日(月)	①調査報告書の執筆・検討 ②今後の調査計画
調査	令和5(2023)年 11月7日(火)	①X中関係職員からの聴取調査
21	令和5(2023)年 11月16日(木)	①調査報告書の執筆・検討 ②今後の調査計画
22	令和5(2023)年 11月30日(木)	①調査報告書の執筆・検討 ②今後の調査計画
23	令和5(2023)年 12月13日(水)	①調査報告書の執筆・検討 ②今後の調査計画
24	令和6(2024)年 1月4日(木)	①調査報告書の執筆・検討 ②今後の調査計画
25	令和6(2024)年 1月31日(水)	①調査報告書の執筆・検討 ②調査報告書(答申)の手交

(5) 調査事項・調査方法

ア. 本委員会が実施した関係者からの聴取調査

- (ア)生徒A及び生徒A保護者から
- (イ)生徒A以外の関係生徒から
- (ウ)X中教職員から
- (エ)市教委指導課関係者から

イ. 調査資料

- (ア)X中提出資料(生徒A保護者よりX中に提出された資料を含む)
- (イ)市教委指導課提出資料

第2 事実関係の調査

1. 調査方針について

本調査は、令和4(2022)年11月29日に市教委から諮問を受けたX中に在籍す

る生徒Aに係る重大事態の「いじめ事実」等の調査を目的とするものであり、いじめの認知報告はX中より出されていることから、X中における「生徒B～J」の9人から生徒Aへのいじめ」が調査対象となるものである。

本委員会は、生徒Aから申し出があった行為を中心に、X中や市教委指導課から提出された資料を検討するとともに、関係者に聴取調査を実施した。そして、それぞれの行為について事実を認定した上で、法に則っていじめと認定するかどうかを検討した。

2. 本委員会が検討した行為

本委員会は、令和4(2022)年2月18日に生徒AがX中に提出した訴え、及び、同年7月13日に生徒A保護者が提出した訴えのうち、時期や状況がある程度特定でき、特に調査が必要と判断した以下の行為について、当時の状況を調査した。

- (1) 令和3(2021)年度以降、部活動での作業負担が生徒Aに集中していたこと
- (2) 令和3(2021)年度に先輩へのプレゼントであるキーホルダーを作る際、生徒Aに負担をかけたこと
- (3) 令和4(2022)年6月18日に体育館の鍵を閉めて生徒AとK顧問が中に入れないようにしたこと
- (4) 令和4(2022)年6月21日～体育館ピロティに置いてある生徒Aの荷物から離すように荷物を移動したこと
- (5) 令和4(2022)年中体連夏季大会直前の練習中や大会期間中に行われた行為(生徒Aが触ったボールを取り換える。 [redacted]。生徒Aを無視する。)
- (6) 令和4(2022)年 [redacted] 月 [redacted] の中体連夏季大会中の行為
 - ア. 生徒Aの言動に反応しない。生徒Aの指示を聞かなかったり、選手起用について文句を言ったりする。
 - イ. 生徒Aにソックスの色を伝えない。
 - ウ. 集合写真を撮る際に生徒Aを入れない。
 - エ. 試合中、生徒Aのみに [redacted] タオルを渡さない。
- (7) 令和4(2022)年10月12日にSNSのグループから生徒Aを残して一斉に退会したこと

3. 事実認定及びいじめの有無

前述2(1)～(7)の行為について、本委員会は以下のように事実を認定する。その上で、認定した事実における生徒B～Jの行為が対象生徒Aに対する法に定義する「いじめ」に適法するかを検討する。なお、法への適法性を判断する

のであって、民事・刑事上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものではない。

法第2条第1項は「この法律において『いじめ』とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。」となっている。このように法における「いじめ」は、

- ① 児童等の間で行われた、
- ② 一定の人的関係、
- ③ 心理的又は物理的影響を与える行為、
- ④ 心身の苦痛、

の4つの要件から構成される。

本件の場合、生徒AとB～Jは同じX中に在籍している同級生であり、同じ[]部の部員であることから、「①児童等の間で行われた」「②一定の人的関係」に該当する。そのため、「③心理的又は物理的影響を与える行為」と「④心身の苦痛」を中心に検討する。

なお、この調査・検討の過程で、本件は同じ部活動に所属する同学年の生徒という閉鎖的な人間関係において、生徒Aに対して複数の生徒が集団で継続的に行っていたいじめがあることが明らかになった。その一方で、行為を実際に行ったのが複数の生徒のうちの誰であるかを特定することができない事案や行為の日時を明確にすることが困難な事案もあったが、行為者が特定できない事案であっても、「行為者は一定の人的関係がある者」と推認される場合は、法の定義に照らし「いじめ」と認定した。また法の趣旨から、行為者の特定は不可能であっても、部活動に関連して生じた、被害生徒の心理的苦痛が明白である行為については「いじめ」と認定した。

(1) 令和3(2021)年度以降、部活動での作業負担が生徒Aに集中していたこと

生徒Aからは、中学2年に進級後、部活動における役割分担(練習試合の記録ノートの集計、荷物の持ち帰り、練習試合の審判、[]など)において、①生徒Aに負担が集中し、その対応に苦勞していたこと、②生徒B～Jは生徒Aに負担が集中していることを認識するも、当初からやや非協力的であり、その言動は、時間の経過とともにより顕著になっていった、との申立てがあった。

例えば生徒Aは、新人戦の試合の記録を書くとき、「次、誰か代わって」と言ったが、みんなは「私、分かんない」「できない」と言って協力しなかった

このことについて、生徒■らは新人戦の記録を生徒Aが書いていたことについては認めており、争いはない。ただし、生徒■は記録をやったことがあり、生徒Aと一緒にやったこともあったと説明した。生徒■は、生徒Aが「私やるよ」と言ったので「あっ分かった」と言ったと説明した。生徒■は、書き方がわからなかったから生徒Aに任せたと説明した。生徒■生徒■は、審判など別の役割を担ったと説明した。以上から、生徒B～Jが生徒Aの負担を思い、助けようとしたり役割を交代しようとしたりした事実は確認できなかった。

(2) 令和3(2021)年度に先輩へのプレゼントであるキーホルダーを作る際、生徒Aに負担をかけたこと

(3) 令和4(2022)年6月18日に体育館の鍵を閉めて生徒AとK顧問が中に入れないようにしたこと

11

生徒[]が認めている。生徒[]によれば、生徒Aと同学年である3年生は、他の教室にいた生徒Aが練習に来ることを嫌だと感じていたが、K顧問はその状態を知らずに生徒Aを呼びに行ったので、2人が戻ってくる前に3年生がドアを閉めたが、鍵は閉めていないと説明した。

ドアを閉めた理由について、生徒[]は、自分たちの話を聞いてくれないK顧問への怒りであったと説明した。また生徒[]は生徒Aを閉め出そうとしたのではなかったと説明した。そのときに、生徒[]らは生徒Aが体育館の外にいることを知りながら、生徒Aを体育館に招き入れようとはしなかった。

このように、生徒Aが同学年の部員のうち、自分一人だけが練習場所から閉め出されてしまったことに対して心理的苦痛を感じたであろうことは容易に推認できることから、いじめと認定する。

(4) 令和4(2022)年6月21日～体育館ピロティに置いてある生徒Aの荷物から離すように荷物を移動したこと

生徒Aは、誰かは分からないが、ピロティに置いてある生徒Aの荷物を孤立させるように、自分たちの荷物を「最悪」と言って故意に移動させたと申し立てた。

生徒[]は、生徒Aの荷物が取り残されることや生徒Aの荷物を避けることがあったと説明した(ただし生徒[]は「最悪」とは言っていないとする)。また生徒[]は、ピロティにあった生徒Aの荷物が自分たちとは全然違う場所に置いてあったと説明した。このように荷物を移動したことについては争いがない。しかしながら、誰がどのように移動したのかは確認できなかった。

以上から、行為者の特定は不可能であるが、メンバーが荷物を置いていた場所に自分の荷物だけが残っていたことによって、生徒Aが心理的苦痛を感じていたことは明白であることから、いじめと認定する。

(5) 令和4(2022)年6月中体連夏季大会直前の練習中や大会期間中に行われた行為(生徒Aが触ったボールを取り換える。[]。生徒Aを無視する。)

生徒[]は、転がったボールを生徒Aが拾い上げたら「最悪」といってボールを換えたことは、あったかもしれない、多分他の日もあったと説明した。また生徒[]は、生徒[]が生徒Aの触ったボールを取り換えたと説明した。

それ以外の中体連夏季大会直前の練習中のできごととして、生徒[]は生徒Aの[]ボールが当たったときに「ごめん」と言われたが、周囲がうるさかったので気付かず反応しなかったことがあったと説明した。生徒[]は、市教委の先生から言われたこともあり、中体連夏季大会直前の練習中に生徒Aを無視し

たと説明した。

ただし大会前の練習中や大会期間中に [] が「ない」と述べている。
[] 行為については、生徒 [] が「ない」と述べている。

確認した事実以上であるが、いかなる理由があっても、仲間はずれや集団で無視をする行為はいじめであることが国の基本方針に示されており、いじめと認定する。

(6) 令和4(2022)年 [] 月 [] の中体連夏季大会中の行為

生徒Aから申立てのあった、2日間の大会期間中の生徒B～Jの行為について以下に述べる。

ア. 生徒Aの言動に反応しない。生徒Aの指示を聞かなかったり、選手起用について文句を言ったりする。

生徒 [] は生徒Aに限らず応援できる状況ではなかったと説明し、生徒 [] は応援しないことがあった、生徒 [] は途中から応援した、生徒 [] は素直に応援できないって人もいた、生徒 [] は応援しない行為はなかったと説明した。生徒Aと視線を合わせないことや生徒Aの「集合」の指示に返事をしないことについてもその捉えはさまざまであるが、いずれの行為においても複数の生徒が、生徒Aのこのみ応援しない、生徒Aと視線を合わせない、生徒Aの「集合」の指示に返事をしないなどの行為があったことを認めており、行為の事実があったことは確認できる。

これらの行為や生徒Aの耳に入った選手起用についての文句が、生徒Aに苦痛を与えたことは推認できるため、いじめと認定する。

イ. 生徒Aにソックスの色を伝えない。

X中 [] 部では、日常的に試合の時のオフィシャルな服装として、くるぶしが隠れる丈の白のソックスを着用することを指導していた。大会当日の写真から、生徒Aはこの指導に従って白のくるぶしが隠れるソックスを着用していたことが確認できる。他の生徒については、白のくるぶしが隠れるソックスを着用している者、黒のソックスを着用している者、ソックスの丈が短く、色の確認ができない者と様々だった。

このようにソックスの色が指導と異なっていたり、他の生徒と違っていたりしたのは生徒Aだけでなかった。他の生徒もバラバラだったと、生徒 [] が説明している。また生徒 [] は、1年生の頃から試合は白いソックスか長いソックスでくるぶし上という決まりでなんとなく統一しており、意図的に生徒Aに教えていないということではないと説明した。生徒 [] は、生徒Aとは話せていない状態だったが、みんなとは「明日白でいいよね」という感じだったと説明

した。

大会 1 日目にオフィシャルな服装で大会に参加した生徒 A が、一部の生徒とソックスが違ふことについて苦痛を感じたであろうことは推認できるが、ソックスの色について事前に相談した事実の有無は確認できなかった。

ウ．集合写真を撮る際に生徒 A を入れない。

中体連夏季大会 1 日目の試合前に写真屋が卒業アルバム用の写真を撮っていたことについては、生徒 [] が認めている。ただし、生徒 [] は、生徒 A だけでなく自分も撮っていないと説明した。また同大会 2 日目の試合終了後、生徒 A がいない状態で 3 年生の集合写真を撮ったことについては、生徒 [] が認めている。

このように生徒 A がいない状態で卒業アルバム用の写真や 3 年生の集合写真を撮ったことについては、争いがない。またこのときに泣いていて写真に入れなかった生徒 [] には、生徒 [] が写真に入るように声を掛けたと説明したが、生徒 A に声を掛けた者はいなかった。

最後の大会の記念写真であれば、全員一緒に撮る機会を作ることが一般的であり、生徒 A に「一緒に写真を撮ろう。」と声を掛けずに、生徒 A を除いて記念写真を撮ったことで、生徒 A が苦痛を感じたことから、この行為はいじめと認定する。

エ．試合中、生徒 A のみに [] タオルを渡さない。

生徒 A は、試合中に [] タオルを直接もらえなかったと申し立てた。生徒 [] は、自分がタオルを洗濯する係だったので、[] 副顧問（以下「O 副顧問」という。）に渡し、O 副顧問が生徒 A に [] タオルを渡したと説明した。その他の生徒はわからないと述べた。

このように、生徒 A に [] タオルを渡さなかった行為者の特定はできなかったが、行為者は生徒 A と一定の人的関係がある者と推認され、この行為により生徒 A が苦痛を感じたことは明白なため、いじめと認定する。

(7) 令和 4 (2022) 年 10 月 12 日に SNS のグループから生徒 A を残して一斉に退会したこと

生徒 A からは、生徒 [] が [] 部の SNS のグループでやりとりをしたのを見たが、直後にそのメッセージの送信が取り消された。またグループ名が変更され、生徒 [] が SNS のグループから自分以外のメンバーを削除したので、傷ついたとの申立てがあった。

このことについて生徒 [] は、自分と生徒 [] とで「 [] しようよ」

という話になり、個人のSNSに送るはずのメッセージを間違えてグループのSNSに送信したので消したと説明した。また生徒■は、「生徒Aが見たらまたスクショ等されて、生徒A保護者が学校に出すかなと思ってメッセージの送信を取り消した。」と説明した。その後、生徒■が生徒Aを除くメンバーをグループから削除したことが確認できた。

このように何の説明もないまま、自分だけがSNSのグループに取り残された場合、生徒AがSNSのグループから排除されたと考え、心理的苦痛を感じたことが推認でき、いじめと認定する。

4. いじめと不登校との因果関係

生徒Aは部長になり、遅くとも令和3(2021)年7月1日までに部活の目標を決めたときのトラブルについて、K顧問へ相談している。また生徒A母は、生徒Aと部員との話合いがうまくいかなかったようなので、K顧問に間に入ってお互いの話を聞いてほしいと電話したと述べている。その後生徒Aは、同年9月～12月にK顧問が不在だったとき、部活動の練習を主導していた。

令和4(2022)年1月17日の朝、生徒Aは登校中自宅に戻り、「学校に行きたくない」と言い、その日から登校できなくなった。このときに生徒Aは、登校できない理由について「クラスの雰囲気嫌だ。」「周りの子の言い方が気になったり、そんなこと言わなくていいのにと思ったりする。うるさい。」と話しており、生徒A保護者やX中はクラスが原因で登校できないと考えていた。

令和4(2022)年1月29日に生徒AとK顧問が話し合ったときには、「部活内の関係づくりが上手く行かない」と話している。同年2月17日には生徒A母から、生徒Aは部活が原因で傷付いたとの話があり、X中はいじめとして対応することを決めた。この時点での欠席日数は19日であり、30日を超えたのは同年3月8日である。

このような経過を見ると、部活動のことで生徒Aが苦痛を感じるようになったのは遅くとも令和3(2021)年7月頃からだと推察できる。令和4(2022)年2月18日に生徒AがX中に提出した訴え等からは、生徒Aの苦痛が生徒B～Jとの関係の中で起きており、小さな出来事の一つ一つが積み重なってストレスとなっただろうことは容易に考えられる。生徒Aからすれば、部活動で下級生から慕われる存在であっても、共に頑張って行きたかったであろう同級生とうまく行かない上、K顧問の不在が続いたことなどから部活動に対してしんどさを抱えるようになっていったこと、また部長として部員をまとめようとしたときに、生徒B～Jの言動を一枚岩ではないものの非協力的だと感じたり、生徒B～Jの中に積極的に助けてくれる同級生がいなかったりしたこと、次第に疎外感を抱くようになったであろうことも推察できる。その中でも生徒Aは自

分なりに努力を重ね、部長として部活動を継続したが、心が折れるかのように令和4(2022)年1月17日から登校できなくなった可能性が高いと考えることができる。

生徒Aは、登校できなくなった1週間後の令和4(2022)年1月24日にスクールカウンセラー(以下「SC」という。)によるカウンセリングを受けた。[REDACTED]。同年1月31日に2度目のカウンセリングを受けた際、[REDACTED]。このように生徒Aは、登校できなくなった後にもSCの力を借りながら登校しようと努めたが、結果としては登校できない状態が続いた。

その後のX中のいじめの認知やいじめへの対応では生徒Aの状態が改善されなかっただけでなく、令和4(2022)年4月27日に行われた生徒Aと生徒[REDACTED]との話合い以降、双方の関係性は一段と悪化し、結果として生徒Aは中学校卒業まで、部活動やオンライン授業への参加しかできなくなった。

以上からすれば、本章の「第3節 事実認定及びいじめの有無」で認定した行為が、生徒Aの不登校の原因の全てであるとは判断できないものの、法に定義する「いじめ」が生徒Aの登校できなくなった原因の一つと捉えることは不合理ではなく、因果関係が認められる。

第3 本件が発生した要因・背景

1. 生徒について

(1) 生徒A

家族は、[REDACTED]生徒Aも小学3年から[REDACTED]を始め、小学5年時には2つの[REDACTED]チームに掛け持ちで参加するほど[REDACTED]に熱中した。[REDACTED]X中に入学した。入部当初から上達したい、試合に勝ちたい、県大会を目指したいという具体的な目標を持ち、[REDACTED]に対する熱意が高かった。

令和3(2021)年夏3年生が引退した後は、部長になり「県ベスト16」を目標に頑張っていた。

[REDACTED]等、部活動に真剣に取り組む姿や人柄を高く評価し、慕っていた。

(2) 生徒 A 以外の同学年部員

の経験者もいれば、初心者もいた。勝つことを目指す一方で、楽しく活動できることも大切にしていた。令和3(2021)年新チーム発足時、部活動の目標を決めた際に、生徒Aとの間に意見の相違があった。

また、K顧問の指導方針や練習の進め方に対しては不満があり、練習に真面目に取り組めないこともあった。

そのような中、生徒Aが学校を休みがちになり、その原因が部活動内のいじめであるとX中が認知するようになってからは、生徒Aに対して複雑な感情を抱くようになり、またK顧問との間で会話をする機会が減っていったことで、K顧問との距離が離れていくようになっていった。

X中の対応に様々な思いを抱きながらではあるが、令和4(2022)年度の中体連夏季大会については、自分たちが出られる最後の大会として大切にしようという思いをもっていた。

2. X中の体制や対応について

本委員会による調査の結果、本件がいじめの重大事態として深刻化したのはX中の対応によるところが大きいとの結論に至った。そこで背景・要因と捉えたX中の体制や対応について、以下に記す。

(1) 校内指導体制

ア. いじめ対策委員会

本事案が発生した令和3(2021)年度、X中の「いじめ対策委員会」は、「生徒指導委員会」の時間の中で週に1回程度定期的に実施されていた。しかし、本事案のために、臨時いじめ対策委員会が開かれたことは記録として確認できなかった。また、本事案発生時の「X中いじめ防止等のための基本的な方針」(以下「X中基本方針」という。)によれば、緊急性の高い事案や、重大事態が発生した場合は、必要に応じて臨時委員・特別委員(SC、スクールソーシャルワーカー(以下「SSW」という。)、スクールサポーター、PTA、健全育成会、学校評議員会、児童相談所、警察など)を招集できることになっていたが、実際に特別委員から助言を受ける体制を整えていたのかは疑問である。

以上から、いじめ対策委員会がX中基本方針に定められた機能を果たしていなかったこと、組織的対応がなされていなかったことを指摘できる。

なお、令和4(2022)年度になってからは、本事案についての臨時いじめ対策委員会が何度も開かれた記録を確認できるが、やはり、SCやSSW、学校評議員会などの特別委員とやりとりをした記録はなく、市の基本方針に示された

関係機関などとの連携を持つこともできていなかった。

イ. 部活動

X中は、全校■■名(令和3(2021)年度)という規模に対して、部活動の数が■■ある。管理職を除く全職員を配置しても、1つの部活動に顧問は2～3人である。部活動は、学校教育の一環とされながら、学校職員がチームで指導していくことは少なく、指導の中心は顧問である。部活動におけるいじめについては、「部活動もいじめが起こりやすい空間の一つであり、体育会系の部活動でも文化系の部活動であってもいじめが発生している。」(『子どもとまなぶいじめ・暴力克服プログラム—想像力・共感力・コミュニケーション力を育てるワーク』武田さち子2012年)と指摘され、「顧問の教員が部活動にあまり顔を出せず、児童生徒の監督ができなかったり関係性の変化に気づけなかったりする場合がある。」(『やさしく学ぶ特別活動』「児童・生徒の自主的態度をはぐくむクラブ活動・部活動」橋本定男2018年)ということも言われている。

X中も同様にして本件が起きているが、その対応の中心はK顧問であり、K顧問の相談相手は、L教頭とM生徒指導主事であった。部活動で起きる問題の対処について、どのような組織で指導を進めていくのか、明確になっていなかった。

なお、X中基本方針には、「発見したいじめへの対応は、『いじめ対策委員会』で組織的に対応する」と書かれている。

ウ. K顧問の指導とX中の支援体制

K顧問は、X中に新規採用で着任している。本事案発生時は、教職経験4年目であった。K顧問は、「厳しく引っ張っていく指導をしたこともあったが、うまくいかず方針を変えていった。」と述べている。

令和3(2021)年9月～12月、K顧問は県選抜チームの指導が忙しくなったため、週末は、X中での部活動への関わりができなくなり、生徒AやO副顧問に頼ることが増えていった。そのような中で12月には、生徒AがK顧問に、部長として他の部員とうまく関わるできないと相談していた。しかし、K顧問は生徒Aと他の部員たちとの関係を改善する話し合い等をうまく調整することができず、生徒A以外の部員たちのK顧問に対する不信感を募らせることになってしまった。

その一方で、K顧問に対する管理職の評価は高く、X中の練習をあまり指導することができないことに対する配慮がなされたり、K顧問の困り感が、他の教職員に共有されたりすることはなかった。

いじめの認知後も、L教頭やM生徒指導主事、[]学年主任(以下「P学年主任」という。)や学年職員の協力はあったが、記録を見る限り、初期対応の段階で、1年生への聴き取り、生徒B～Jへの説明と指導、資料作成をK顧問がほぼ一人で行っている。また、個々の生徒の思いを聞いて対応するよう動いている時に、[]校長(以下「Q校長」という。)から「部活動で各個人の思いを受け止めるのは無理である」との助言はあったが、組織的な対応がなされた記録はない。

いじめへの対応については、次項の「(2)いじめの対応について」で詳述するが、いずれにしても、経験の浅いK顧問を支援する体制がX中に十分にあったとは考えられず、K顧問もまた、困ったことを訴えたり、支援を求める声を挙げたりできなかったことがうかがえる。

令和4(2022)年4月15日に生徒A保護者から提出された「要望書」でも、同様の指摘がなされている。

以上、ア～ウから、本件の背景・要因として、X中の校内指導体制の不備を挙げる。

(2) いじめへの対応について

ア. いじめの認知前の対応

生徒Aは令和4(2022)年1月17日学校に登校できなくなり、当初は「クラスの雰囲気が嫌だ」と生徒A母やK顧問に伝えている。そのためK顧問から部員に「(生徒Aは)クラスのことで欠席している」と伝達され、生徒B～Jも生徒Aを心配していた。同年2月2日、生徒A母は来校した際、K顧問に「授業よりも部活動の方が参加しやすいのではないかと」伝えている。その段階では欠席と部活動との因果関係は明らかではなかった。同17日に、生徒A母から欠席の要因に「部活動での傷付きがある」と聞いたX中は、部活動の状況を確認するため、K顧問を中心に、生徒B～Jに説明し、聴き取りなどを始めている。しかし生徒Aは、令和3(2021)年新チーム発足時から部活動への思いや悩みをK顧問に伝えており、その悩みは令和3(2021)年11月頃から激化していた。そしてK顧問が自分の悩みを理解してくれないことに対する不満ももっていた。

いじめを認知する前の段階で、K顧問が生徒Aの悩みを詳しく聴き取り、校内で他の教職員やSCなどに相談することができ、早期に対応がとられていたら、重大事態にまで至らなかった可能性が指摘できる。

イ. いじめの認知

いじめの認知にかかわって、令和4(2022)年2月17日に、K顧問、M生徒

指導主事、L教頭が生徒A母と話す中で、「学校はいじめとして対応することを決めた(いじめ認知日)」としている。このいじめの認知が、組織的に行われていないところに問題がある。

国の基本方針によれば、「いじめであるか否かの判断は組織的に行うことが必要」とある。M生徒指導主事が生徒Aの傷付きを心身の苦痛と捉え、その訴えを対応不要と判断しなかったことは大切なことであった。しかし、いじめとして認知するかどうかの決定は、いじめ対策委員会の中でされなくてはならない。

X中は、生徒Aの不登校に関して、当初「クラスの問題」として扱っている。よってこの問題を、[REDACTED]部内のいじめ問題として取り上げるべきかどうかの検討は、慎重かつ丁寧にすべきではなかったか。その上でいじめの認知として動くべきではなかったか。そうすれば、その後の対応も、より慎重に組織的に進めることができたのではないか。

ウ. いじめの認知後の生徒B～Jへの対応の急な転換

K顧問やM生徒指導主事が生徒Aや生徒A母からいじめに関する聴き取りをした後、生徒B～Jに対しても聴き取りをしていくことになった。その際生徒B～Jに、「学校は、いじめとして対応していく」と伝えて聴き取りを始めている。いじめの「認知」はしたとしても「認定」している訳ではないので、「いじめがあったことを前提」として、聴き取りをしていくことには問題がなかったか。本項「ア. いじめの認知前の対応」で述べたように、生徒Aが休み始めた頃、K顧問は生徒B～Jに「クラスの問題」だと伝え、生徒B～Jの中には、生徒Aが休んでいることを心配している者もいた。そこから、令和4(2022)年2月21日になって、納得できる説明もなく急に「いじめとして対応していく」「いじめた側として聴き取りをしていく」というようにX中の対応が変わったことに、生徒B～Jは戸惑った。その結果生徒B～Jの納得を得ながら対応を進めることが非常に難しい状況となっていった。

また、生徒B～Jの保護者に対しても、X中基本方針に書かれている本事案についての説明、生徒B～Jに確認した事実の報告、今後の取組の説明、保護者への協力依頼等がなされなかったため、X中の取組に対する保護者の不信感は増幅していった。

エ. 話し合う場の進め方

X中は、生徒Aの要望に基づき、生徒Aと生徒B～Jとが個々に直接話し合う場を設け、本事案の解決を図ろうと試みた。

この話し合う場において、いじめと認定する行為が発生したわけではないが、本委員会では、本事案の解決を難しくし、重大事態に至った一因に、この時のX中の対応があったと判断し、本件の背景・要因として以下に述べる。

なお、本件発生 of 市長報告では、この場を「謝罪の場」としているが、本委員会は、その記録や聴取調査から「謝罪の場」と限定せず、「話し合う場」として、検証する。

(ア) 1 回目の話し合う場

令和 4 (2022) 年 3 月 14 日、生徒 A と生徒 B ～ J のうち生徒 ■ を除く 8 人がそれぞれ個別に話しかった。

生徒 B ～ J は、話合いの実施日時や内容について、事前に X 中から聞いていなかったため、当初参加に抵抗を示していた。そこで SC や L 教頭が声を掛けて翻意を促したが時間を要し、話合いが始まったのは午後 5 時、生徒 A と最後の生徒との話合いが終わったのは午後 10 時だった。話合いは 1 対 1 で、生徒 B ～ J が生徒 A に感謝や謝罪を述べた後、生徒 A が生徒 B ～ J に部活動への気持ちや取組について質問し、生徒 B ～ J が質問に答える形で行われた。部活動の取組についての質疑応答は、短時間で終わる生徒もいたが、1 時間程度を要した生徒もいた。この話し合う場には、P 学年主任と学年の教員が同席したが、生徒 B ～ J の要望により、K 顧問は同席しなかった。

X 中は話合いの実施について事前に生徒 B ～ J の保護者に伝えていなかった。

これ以降、生徒 B ～ J の中には部活動への出席が滞る生徒も出てきた。自分たちの言い分を聞いてもらえないという不満が強く、それに対して K 顧問が手紙を作成し、言い分を聞けなかったことに対する謝意を示し、部活動への復帰を促すなどの対応が必要となった。

(イ) 2 回目の話し合う場

X 中は、令和 4 (2022) 年 4 月 27 日、生徒 A の謝っていない人がいる状態では何を考えているか分からないので不安、という思いや生徒 A 保護者の生徒 A が傷ついていることを伝えているのに変わっていない、という話を受けて、生徒 ■ の 4 人を 3 時間目から別室に呼び、生徒 A と話し合うための指導を行った。この話合いの持ち方については、N 校長、L 教頭、K 顧問、P 学年主任、及び令和 4 (2022) 年度 ■ 主幹教諭や ■ 生徒指導主事で話しかったが、話合いの目的や方向性、謝罪の有無については、最後まではっきりとしなかったため、4 人の生徒に対する話合いについての事前指導は、指導を行った教員により異なることになった。

最終的に生徒Aには何も言わず黙って聞いていることが求められ、生徒[]には生徒Aに伝えたいことを書いた手紙の中で、生徒Aへの謝罪につながる部分だけを伝えることが求められた。生徒[]は、求められたことに対して拒否をしたが、繰り返し指導を受ける中で仕方なく謝ることになり、生徒Aとの話合いの場に出ることになる。しかし双方とも納得できる話合いにはならなかった。

X中では、話合いを実施することについて事前に生徒[]の保護者に説明せず、話合いを行った。話合い後に説明をしたが、「なぜ、これがいじめなのか。」「事前説明がなかった。」「なぜ、授業中に抜くのか。」など、X中の対応が非難され、4人の保護者の理解は得られなかった。

翌4月28日には、生徒[]が、さらに4月29日には生徒[]が、放課後学年の各教室の黒板に「私たちは何も悪くない。」と記入する行為があり、保護者からもX中のいじめという判断や対応に対する不満が出たため、X中は市教委指導課の指導により、5月12日～21日にこれまでの経緯を生徒B～Jの保護者に個別に説明し、X中の対応について謝罪した。その際、生徒B～Jの保護者からは、部活動保護者会の開催やいじめの認知の撤回、部活動に参加できなくなっている生徒A以外の部員の復帰支援などについて要望が出された。

オ. 中体連夏季大会前の練習

「第2章 事実関係の調査、第3節 事実認定及びいじめの有無」の(3)(4)(5)で述べたように、体育館からの閉め出し、荷物の移動、ボールの取り換え等の行為があり、本委員会では、これらの行為をいじめと認定した。生徒[]は、体育館からの閉め出しは、生徒Aを閉め出そうとしたものではなく、K顧問に対して怒りがありK顧問を閉め出そうとしたものであると述べた。生徒[]は、生徒Aの[]ボールが当たった時に「ごめん」と言われたが反応しなかったことを認めた上で、市教委の先生から話しかけられても答えなくていいと言われた、と説明した。生徒[]は、生徒Aを無視する行為を認めた上で、それは市教委の先生から言われたからだ、と説明した。市教委指導課指導主事の発言と生徒[]の受け取りには差異があるが、それについては、本章「第3節 市教委について、(2) X中への支援と見届け」で述べる。自分たちの意見を聞いてくれず、生徒Aの味方ばかりしているように感じるK顧問をはじめとするX中の教員の対応が生徒B～Jの感情を頑ななものにしていたことが、これらの行為の背景にあったと推察される。

カ 中体連夏季大会

中体連夏季大会は、令和4(2022)年 月 に行われた。

中体連夏季大会初日の 日、K顧問より出場メンバー等が発表された。しかし生徒Aがそれまでの練習に参加していなかったことから、生徒B～Jからは不満の声があがった。生徒B～Jの中には、本事案をめぐり部活動やX中の教員に対して様々な思いがある中で練習を続けた者もあり、勝利への意欲を持っている者もいた。生徒Aの言い分ばかり聞いているように見えたX中の対応への不満を原因として、生徒B～Jが発言したと考えられるが、行為自体は許されるものではない。

また、会場にはX中の教員がいたにもかかわらず、生徒B～Jの行為に対するその場での指導や介入はなかった。X中基本方針には、「発見した時の具体的な対応 ①その場ですぐにその行為を止めさせる。」とある。2日間の大会中、教員の適切な指導や介入がなかったことが、本事案を深刻化させ、その解決を困難にすることにつながったと言えるのではないかと。

以上、ア～カで確認したように、X中のいじめへの対応には、多くの課題が指摘できる。

X中基本方針には、発見したいじめへの対応として

- ・発見したいじめへの対応は、「いじめ対策委員会」で組織的に対応する。
- ・被害生徒の心や体を守ることを最優先にする。
- ・対人トラブルにより痛んでいる生徒は、いじめとして対応する。その上で、事実関係の把握やアセスメントを行う。
- ・被害生徒の願いを受け止めた上で、問題解決に向けてプランニングを行う。
- ・謝罪や責任追及といった形式的な問題を重視することなく、関係する生徒の社会性の向上や人格の成長等を主眼に置いて指導を行う。
- ・関係する生徒の保護者に確認した事実を報告し、今後の取り組みについて理解を得る。
- ・学校を中心とする早期解決の取り組みについて丁寧に説明する。それぞれの取り組みの「ねらい」や「期待される効果」、その取り組みによる「作用と反作用」等についても理解が得られるように努める。
- ・被害・加害双方の生徒の保護者に指導内容を適宜報告する。

などが示されているが、これらの対応がとられた記録は、本委員会の調査からは得られなかった。

いじめの認知後、本事案が解決に向かわず、むしろより深刻化し、重大事態となったことについて、X中基本方針に沿わず、又指導のねらいや問題解決への具体的な道筋のないX中の対応を本件の要因・背景として指摘する。

(3) 指導記録について

ア. 指導経過の記録とその保存、引継ぎ

X中では、生徒の様子について気になることは、「日々の様子」として記録を残している。生徒Aに関しては、学級担任を中心とした記録があり、令和3(2021)年12月9日～令和4(2022)年9月30日の記録が資料として本委員会に提出されている。しかし、この記録がどのように学年や全校で共有されたり、次学年に引き継がれたりしているのかについては明確ではない。特にいじめの認知後の生徒Aへの支援や指導について、経過が分かるように記録を残していたのか疑問である。本委員会が、令和4(2022)年度に教職員に対して聴取調査を実施したが、同じ事象への対応を問う質問に対して、関係した職員の回答は、はっきりしないことが多かった。

また、令和3(2021)年度末には校長の異動があり、令和4(2022)年3月29日に、Q校長からN校長への引継ぎがされた。■■■■は「生徒Aがいじめにあって、辛い思いをしているということの引継ぎは(口頭で)ありました。」と■■■■述べている。また、本事案と対応に関して■■■■は「生徒指導委員会が毎週行われ、そこで登校できていないという状態は伺った。」「どういう状況かということを知って、ここで、2月3月のことは少し聞いたんですが、でも新学期になってどうなっていくだろう、どうしていこうかっていうのは、考えました。」とも述べた。

管理職を含めX中全体として、本事案と本事案への対応について、学年をまたいだ情報共有が正確かつ十分であったのか疑問が残る。生徒Aに対する支援や生徒B～Jへの指導について、明確な検討と正確な共通理解がされていなかったのではないか。生徒Aの欠席日数や3月の話し合う場以降、生徒B～Jのうちの何人かが部活動に出られないこと、K顧問が生徒B～Jに謝罪していること、などの現状をX中として把握できていたのか、X中として問題解決の道筋を持っていたのかなど、ここでもX中の組織的な対応に疑問が残る。

イ. X中のいじめ対応の取組記録

本項「ア. 指導経過の記録とその保存、引継ぎ」からわかるように、「いじめ認知」(令和4(2022)年2月17日)をしてから、X中は取組記録を作成しておらず、情報共有の記録もない。「いじめ認知報告書」「日々の様子」「いじめ対策委員会記録」は作成されているが、いじめ認知をしてからX中が本事案にどのように対応してきたのか、市教委指導課からどのような指導があったかについての記録はなく、令和4(2022)年9月23日に重大事態と認定された後、「X中対応の時系列：令和4(2022)年10月3日X中」や「『X中■■■■

いじめ』について(重大事態までの経緯): 令和4(2022)年10月21日市教委指導課」の作成が確認できる。全校での共通理解を図る意味で取組記録が作成され保存される必要があったのではないか。

以上ア・イから、X中の記録作成、情報共有、引継ぎの不備を本件の背景・要因として指摘する。

3. 市教委について

ここでは特に、いじめ対応の担当課である、市教委指導課の対応から、背景・要因を分析する。

(1) 事案把握から重大事態認定まで

ア. いじめ認知の早期対応

生徒Aへのいじめについて、X中が認知したのは令和4(2022)年2月17日である。管下の各学校(以下「各学校」という。)が2月に認知したいじめについてまとめた「いじめ認知報告書」が市教委指導課に提出されるのは3月初旬。市教委指導課はこの「いじめ認知報告書」によって、X中のいじめ認知やいじめの状況を把握できたはずである。しかし、市教委指導課が実際に本事案が深刻な状況であると把握したのは同年4月19日。生徒A保護者が、「要望書」を同月15日にX中に提出したことで、X中の管理職から相談が入ったからである。

浜松市は、令和2(2020)年度から3(2021)年度にかけて、市教委からの働きかけもあり、いじめを認知することに積極的になった結果、いじめ認知件数は、かなり増加している。したがって、毎月各学校が提出する「いじめ認知報告書」に掲載されている全ての事案に対して、市教委指導課が指導・助言をすることは難しい。しかし、早期対応するためには、「いじめ認知報告書」が上がってきた時の対応が重要である。市教委指導課によれば「今後心配になりそうなケースについては、各学校から市教委指導課に連絡が来ることになっており、そこをスタートにしている」とのことだが、連絡が来なければ、深刻な事案を見逃す可能性がある。実際に市教委指導課にも「3月にこの案件が大きな案件という捉えはなかった。」「認知報告書で見たとき気付かなかった。」と、本事案が不登校重大事態になるかもしれないという予見はなかった。

X中から令和4(2022)年3月に提出された2月の「いじめ認知報告書」には、生徒Aについて「3学期に入り、いじめにより登校できていない状況。欠席日数29日、うちいじめが要因は7日」と書かれている。29日のうち、いじ

めが要因の根拠は、いじめ認知後の欠席日数とのことであるが、果たしてその考え方は正しいのか。生徒A保護者は、4月提出の要望書で、第2学年の欠席はすべていじめによるものとしているので、X中との認識に乖離がある。それを考えても、欠席状況やX中の対応について、不登校重大事態の可能性を視野に入れて、具体を確認する必要があるのではないか。

もし、そのように「いじめ認知報告書」に目を向けることができているならば、令和3(2021)年度中に、市教委指導課はX中への支援をスタートさせることができたかもしれない。「いじめ認知報告書」は、各学校に提出させることが目的ではなく、これを使って市教委指導課が各学校のいじめの状況をどう把握し、各学校をどう指導・支援していくかを考えるために活用されなくてはならなかったのではないかと考える。

イ 重大事態の認定

生徒A保護者から「要望書」がX中に提出され、その対応について令和4(2022)年4月19日にX中から市教委指導課に相談が入った。本事案の深刻度が高いことは市教委指導課としても把握しており、「要望書」には重大事態として扱ってほしいという文言も見られた。しかし市教委指導課は、生徒Aの出席状況が回復してきていたことから、まずはX中が支援に力を入れるほうがよいと定め、X中に生徒A保護者と相談することを指導している。確かに同年4月の段階で重大事態として扱うかどうかは迷うところであるが、ガイドラインには次のようにある。「被害児童生徒や保護者から、『いじめにより重大な被害が生じた』という申立てがあったときは、その時点で学校が『いじめの結果ではない』あるいは、『重大事態とはいえない』と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たること。児童生徒や保護者からの申立ては、学校が知り得ない極めて重要な情報である可能性があることから、調査をしないまま、いじめの重大事態ではないとは断言できないことに留意する。」

1回目の「要望書」の段階で、いじめの重大事態として扱っていたならば中体連夏季大会前後で起きた一連の生徒Aと生徒B～Jとのやりとりは、回避できたかもしれない。

以上、ア・イから、事態の把握から重大事態認定までの市教委指導課の対応を本件の背景・要因として挙げる。

(2) X中への支援と見届け

令和4(2022)年4月19日以降、市教委指導課とX中とのやりとりは頻繁にな

る。

法第24条には、「学校に対し必要な支援を行い、若しくは必要な措置を講ずることを指示し、又は当該報告に係る事案について自ら必要な調査を行うものとする。」との規定がある。その意味では、浜松市立小中学校146校と浜松市立高等学校1校に対し生徒指導専任の指導主事が3人という状況で、市教委指導課が頻繁にX中に足を運び、支援や対応をしてきた努力には注目したい。希な対応だが、生徒Aや生徒A保護者だけではなく、一部の加害生徒や保護者にも直接会い、必要に応じた措置をとったことは、X中支援にもつながると考えての対応であろう。

ここで課題としたいのは、具体的な問題解決のイメージを持って指導に当たっていたか、支援の内容は適切だったか、ということである。また、X中と関係生徒や保護者との関係がうまく保てていない状況で、市教委指導課としてどう関与するかである。

令和4(2022)年4月27日に実施された2回目の話し合う場合は、X中の独断で設定され、事態の深刻化につながった。X中が同月19日に相談に来た際に、今後の対応について、X中と一緒にプランニングし、対応の変更については事前に相談するよう指導する必要があったのではないか。

このほか、令和4(2022)年5月には生徒[]の保護者との面談、同年6月には生徒[]との面談等、関係する生徒や保護者の一部と直接かかわった。こうしたかかわりが適切であったかどうかは疑問が残る。市教委指導課が、生徒B～Jのすべての保護者に、本件について説明したのは、令和4(2022)年10月20日である。関係者が複数いる時の対応は確かに難しいが、情報発信が一部の生徒や保護者に対してのみ行われたことは、やはり本件を難しいものにしてしまったと言えるのではないか。

また、生徒[]から[]の際、市教委の先生から言われたことが無視した理由であるという発言があったことについて、市教委指導課指導主事は、「仲直り、ごめんね、よかったね、とはできないことは分かったので、そこじゃなくていいから、まずは一緒にやっ払いこうよ。」「大会に勝ちたい、一生懸命やりたいうって気持ちでやっ払いけばいいよ。」と伝えたが、生徒[]には「無理に仲良くしなくてもいいよ」というメッセージとして伝わった可能性がある、と振り返っている。市教委指導課指導主事は「一緒にやっ払いこう、一生懸命やろう」に重きを置いたが、生徒[]は「仲直り、ごめんね、よかったね、とはできないことは分かった」という部分を自分たちの言動の抛り所にした可能性がある。市教委指導課指導主事が、人間関係のない生徒たちと直接面談するという判断の適否や難しさに加えて、生徒[]への発言の重さを真摯に振り返る責任と、発言の重みを理解する必要があるだろう。

重大事態と認定された後のX中への支援の在り方も検討する必要がある。関係生徒の感情や起きていた事象の様子、X中の対応を的確に把握し続けることができていたら、X中に対して必要な措置について早期に指導することができたのではないか。生徒Aや生徒A保護者、及び生徒B～JがX中からの関与が薄くなったと感じるようになっていたことに対してX中への具体的な指導も必要だったのではないか。

その一方で、各学校への十分な指導・支援のために気になるのは、市教委指導課の生徒指導専任指導主事の配置である。令和3(2021)年度は、生徒指導専任の指導主事は3人であり、管理職経験者は配置されていない。本件のように重大事態になっていく事案を抱える各学校に対して指導・助言をしていくことは、管理職への指導・助言をしていくことと同じである。管理職経験のない指導主事が管理職への指導・助言を行うことには、かなり難しさがある。管理職経験のない指導主事は、解決の糸口を見つけた経験は少ないので、適切な指導・助言ができない可能性もある。

X中に対する市教委指導課による指導が十分機能していなかった可能性と市教委の各学校への指導体制の厳しさを、本件の要因・背景として指摘する。

(3) 法や基本方針に則ったX中への指導

市の基本方針の改定は、令和4(2022)年9月であり、市教委指導課がX中の指導・支援に入った時、市の基本方針は改定の途中であった。したがって、市教委指導課が拠り所とすべきは、国の基本方針やガイドラインであった。

本節「(1) 事案把握から重大事態認定まで、(2) X中への支援と見届け」に前述したが、被害児童生徒や保護者から「いじめにより重大な被害が生じた」という申立てがあったときのガイドラインに則った対応や法第24条に基づく学校支援、すなわち「必要に応じ、その設置する学校に対する必要な支援、指示、当該報告に係る調査」を速やかに実行する必要があった。

市教委指導課自身が組織として、各学校からのいじめ報告に対して、支援、指示、調査の具体を示せるように備えてあったかどうかは、本件の要因・背景として検証すべきであろう。

第4 再発防止に向けた提言

本章は、諮問第4「当該報告に係る重大事態への対処及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために講ずる措置に関する事」について、再発防止に向けた提言としてまとめた。提言の内容を真摯に受け止め、全ての関係者と共有し、重大事態への対処だけではなく、「いじめの未然防止」に向けた努力を浜松市立小中高等学校に期待したい。

1. 報告書で指摘したことへの改善策を講ずること

これまで本委員会では、本件の事実関係、発生した背景・要因、学校・教育委員会の対応について調査検討し、問題点について指摘した。指摘した問題点からは、法令等にそった対応が、特に初期対応において適切になされていれば、重大事態に至ることを防ぐことができた可能性が高かったことを確認できる。このことは「重大事態への対処及び同種の事態の発生の防止」に関わる重要な点として、市教委はじめ各学校に認識してもらいたい。

X中における「校内組織体制の不備」「組織的対応の不徹底」「いじめへの不適切な対処」等については、X中だけでなく、市教委において解決・改善に向けた具体的な方策を明らかにし、同じことが繰り返されない体制を整えていくことが急務であることを提言する。

2. 法令等に沿った対応

いじめに関する法令等は、法、国の基本方針、ガイドライン等が作成されている。本件への対応を検証した結果、「法を遵守したいじめ対応」に複数の問題点が明らかになった。X中と市教委の問題点を改めて挙げ、「法の遵守」について十分に周知徹底を図ることを提言する。

(1) X中

まず、法第22条に定められた「いじめの防止等の対策のための組織」であるいじめ対策委員会が、いじめ問題に対処するための中核的組織として実効性ある活動ができるようにしなければならない。X中は、「いじめ対策委員会」を「生徒指導委員会」と重ねて開催していた。いじめ認知やその後の対応にかかる話し合いを成立させるためには、重ねず独立させた形で開催する必要がある。現在の浜松市では、市教委指導課がいじめ対策委員会を単独で月1回以上実施することを指導し、各学校でも実際にそうしている。また、事案発生時の迅速な臨時会の実施についても、かなり定着してきている。したがって、いじめ対策委員会における議論の中身や記録が重要である。特に対応の記録は、時系列で、対応のプロセスが分かるような議事録として残すようにしたい。これは、X中に限らず浜松市立小中高等学校全体の課題として早急に対応すべきことである。

次に、法第23条の「いじめに対する措置」にも瑕疵がある。本条は、いじめの通報等の義務、いじめの確認・報告義務、いじめ解消に向けた指導等を定めたものであるが、X中ではこれらの措置が十分果たされたとは言えない。特に確認・報告・指導の具体が、法に定められたように進められているとは言い難い。実際の対応は、ケースバイケースのところもあるが、法第23条が求めると

ころについては、事例を取り上げながら、全職員に周知徹底を図るべきである。本条が遵守され、対応がより丁寧に実施されていたら、法第28条「重大事態」に至らずに対処できていたかもしれない。

また、「いじめの防止・早期発見・対処」（法第8条）の前提となる「いじめの定義」（法第2条）が、X中の職員間で十分理解されていたのかも振り返らなくてはならない。個々の職員の対応や発言から考えると、周知徹底されているとは言い難い。これは早急に対応すべきことである。

いじめ問題の訴えは、過去にまで遡ってその当時のことを問題視する場合がある。校内研修において、過ぎた過去に見逃した事案がなかったのか振り返ることにより、法、国の基本方針、ガイドライン等への理解を深めることが、再発防止につながると認識すべきである。

本調査報告では、問題点として指摘しなかったが、いじめの早期発見・早期対応につながるアンケート調査の在り方についても検証し、改善の検討を求めたい。X中ではアンケート調査を無記名で実施しているが、無記名ゆえに、本委員会ではいじめの発見について、過去に遡った調査をすることができない状況があった。アンケート調査を実施する頻度や実施場所について、又記名式か無記名式か、「いじめ」という言葉を出すか、紙かWEBかということについて、校内いじめ対策委員会で検討する。さらに、市の基本方針に示されているように、学校の基本方針にアンケート調査、個人面談の実施や、それらの結果の検証及び組織的な対処について定めておくこと、アンケートの記載内容については、すべて校長が確認する体制を確実に構築することを提案する。

(2) 市教委

今回のX中の対応から浮き出た課題から、まず市教委が取り組むべきことは、各学校に対して、法、国の基本方針やガイドライン、市の基本方針を周知徹底していくことである。その上で次の視点で各学校への指導を行っていくことを求める。

- ・「学校のいじめ防止基本方針」（法第13条）の実効性
- ・「いじめ防止等の対策のための組織」（法第22条）の活動状況
- ・未然防止のための取組（法第15条）の実態
- ・教職員の資質向上（法第18条）に必要な措置の実施状況

これらのことを把握し、必要に応じて各学校へ指導・支援をする必要がある。本調査においては、法に則った対応ができていないことが明らかになった。より効果的に周知徹底したいところであるが、いじめの認知から対応まで法に沿って対応していくことは難しい。

そこで、ある県の例を挙げる。

令和元(2018)年度から県内約500校全ての校長・生徒指導担当・市町村教育委員会指導主事を参加させたいじめ対応の研修会を実施している。いじめ対応に長けている弁護士が講師を務め、法から捉えたいじめについての解説があり、事例によるケーススタディを行っている。ICT環境の整備により、約500校が一斉にオンラインで受けることが可能になっている。この研修を毎年度5月に実施し、夏季休業中に各学校の生徒指導担当が中心となって校内研修を実施することも求め、いじめの対応について全県の教職員に周知徹底を図るようにしている。ポイントは、校長・生徒指導担当が同席のもと実施することであり、繰り返し研修し続けることの必要性から研修会は5年目の現在も継続している。

浜松市でも各学校の生徒指導担当やいじめ対策コーディネーターを対象とした同様の研修会が実施されているが、校長への周知が重要であることを改めて強く求めている。

次に、法第24条「学校の設置者は前条第2項の規定による報告を受けたときは、必要に応じ、その設置する学校に対し必要な支援を行い、若しくは必要な措置を講ずることを指示し、又は当該報告に係る事案について自ら必要な調査を行うものとする。」に沿った対応である。いじめを認知した学校から設置者へ報告が上がったら、その報告を受けて支援・指示・調査を行うこととなっている。本事案について市教委指導課は、X中からの報告を「いじめ認知報告書」により3月に受けているが、深刻な状況であることまでは把握できていなかった。深刻な状況であるとの連絡を怠っていたX中にも責任はあるが、報告書を細部にまで見届ける体制が整っていない市教委の状況にも課題があり、早期の対応を図りたい。

人員配置についても、ある県の例を挙げる。

公立小中学校の児童生徒数が、約150,000人、小中学校数が約500校の県である。これに対して、いじめ事案が発生した場合に、対応する教育委員会指導主事は、市町村教育委員会で約40人である。県教育委員会は、教育事務所と本庁を合わせて約10人である。県全体として、総勢約50人の指導主事が対応していることになる。実際は、市町村教育委員会の指導主事が直接学校とやりとりすることになるので、一人の指導主事が担当する学校数は約10校となる。また市町村教育委員会を教育事務所が、教育事務所を本庁が指導監督することとなっている。市町村教育委員会、教育事務所、本庁という段階的な構造で管理するため、三段階のチェックを受けることになる。さらに指導主事の配置として、市町村教育委員会は全て教諭から就任しているが、教育事務所や本庁の指導主事は管理職経験者(教頭)が就任している。そして市町村教育委員会・教育事務所・本庁教育委員会には、指導主事を指導監督する課長が配置され、そのほとんどが管理職経験者(校長)である。各学校を指導監督していく際に、管理職経

験者が働きかけることは、行政部局の発言としては大きな影響を与えることになり、学校を守る環境を整えることができているといえる。

今回のX中の事案において、事案発生時にX中は「いじめ認知報告書」で報告した。しかし、深刻な事案は市教委指導課に直接電話することとなっていたため、X中からの電話がなかったことで、市教委指導課の発見が年度を越してからになってしまった。このことは、市教委指導課指導主事一人の受け持ち校が約50校であることと関連がなかったか。一人の指導主事の受け持ちが約10校か50校かでは違いが大きい。受け持つ学校数が少なく、指導監督するチェック構造が複数にまたがっていたのならば、今回の事案に対し、より早期にかつ適切に対応することができていたのではないか。いじめの認知件数は浜松市でもかなり増加している。浜松市は政令指定都市なので、県と同じような段階的な構造を構築することは難しいかもしれないが、配置する人員の増加は喫緊の課題である。

3. 要因・背景調査を対処・再発防止に生かすこと

「第三者委員会の役割は要因・背景の調査ではない」という指摘を受けることがある。しかし、いじめの重大事態の調査については、法第28条に「事実関係を明確にするための調査」と位置付けられ、『生徒指導提要』に、『「事実関係を明確にする」とは、『いじめ行為が、いつ、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や児童生徒の人間関係にどのような問題があったのか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に解明』すること」とある。したがって、当該生徒や関係生徒の特性、学校の対応、市教委の対応など、多様な要因が検討されるべきであり、背景・要因の検証は重要な意味をもつ。重大事態の調査目的は、「その事態に対処し、当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、(略)当該重大事態に係る事実関係を明確にする」(法第28条)ことである。諮問第2を受けて、本委員会が検討した「本件が発生した背景・要因」から明らかになったことを、是非「再発防止」につなげていただきたいと考え、以下4点について提言する。

(1) 日々の個の捉えを生かす取組

本件では、生徒Aに対する理解は指導要録と「学級担任のとらえ」で相違があった。生徒一人一人の日々の生活を見つめているのは学級担任であり、学級担任が生徒の一番の理解者である。X中では、生徒が「XXXXXXXXXX」を通して、生徒個々の思いを学級担任が理解していく取組をしている。実際に、生徒Aは、その「XXXXXXXXXX」の中で、部活動で悩む様子を学級担任に伝えている。学級担任は、部活動の顧問でもあり、その情報を常に受ける側にいた。しかし実際の

ところ、その悩みを学年の職員と共有したり、養護教諭やSCなどの専門職に相談したりするなど、解決に向けて具体的な対応をとっていたとは言い難い(生徒AとSCとの面談記録はあるが、部活動の相談は出ていない)。生徒Aの悩みを受けたK顧問がP学年主任や他の学級担任に伝えたり、専門職に相談したりする組織体制が整っていたならば、今回のように深刻な状況になることはなかったのではないか。日々の生徒観察をいかに指導に生かしていくのかを検討する必要がある。これはX中だけに限られたことではなく、浜松市立小中高等学校の全てで検討すべき課題として捉える必要がある。

(2) 部活動への対応

今回の問題は部活動の仲間関係で起きている。部活動において、こうした問題が多く発生することへの指摘は、「第3章 本件が発生した要因・背景、第2節 X中の体制や対応について、(1) 校内指導体制、イ. 部活動」で述べた通りである。しかし問題への対応は、顧問に任されてしまうことが多い。X中でも、生徒Aの所属する学年の職員が協力することもあったが、中体連夏季大会前の練習や大会当日においては、K顧問を中心に一部の職員だけで対応していた。部活動の数に対する教員の配置人数には限界がある。ましてK顧問は、県選抜チームの指導者も兼ねていた。O副顧問がついていたとしても、活動は生徒たちの自主的な運営に任されることが多くなっていた。部活動を学校教育の一環として、どのように扱い組織的に対応していくのかについて検討する必要がある。校内に選抜チーム等の指導を要請される等、外部の役割をもつ教職員がいる場合、学校としてどう対応すべきなのか決めておく必要もある。これはX中に限ったことではなく浜松市全体としても部活動の運営の在り方を検討する必要がある。

(3) 法令等に則った組織的対応の周知徹底

「第3章 本件が発生した背景・要因、第3節 市教委について、(3) 法や基本方針に則ったX中への指導」及び「第4章 再発防止に向けた提言、第2節 法令等に沿った対応、(1) X中」で前述したが、生徒Aが、登校できなくなり、いじめが原因であるとして対応し始めてから、X中が組織的に対応できていたのかというと十分だとは言い難い。法に則って組織的に対応することの重要さは、市教委から管理職や生徒指導主事にも繰り返し伝えられていたのにもかかわらず、周知徹底できない理由について早急に究明すべきである。

法第13条で、学校は「いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定める」ことになっている。X中も実際に基本方針を作成しており、その内容は充実したものであった。しかし、これを全教職員で読み合わせながらケース

スタディし、全教職員がその内容を理解した上で対応していたかについて振り返る必要がある。特に法令等に則った対応について学校は慣れておらず、その重要さを全教職員に周知するのも容易ではないだろう。専門的な立場から助言を受けることができるSSWやスクールロイヤー等との連携を密にし、校内研修を充実させるなど、全教職員に対する周知徹底の方法の検討が重要である。

(4) 市教委の早期介入

本件に対する市教委介入は、令和4(2022)年度に入ってからである。X中からは令和3(2021)年度末に「いじめ認知報告書」で報告があったが、「深刻な事案は、学校から市教委指導課に連絡が入る」という前提で対応していたからである。しかし、令和3(2021)年度内に欠席日数が30日を超えていたことを考えれば、もっと早く動き出すべきであった。動き出しを早める意味で、次のように、検討・改善をはかるべきである。「学校から連絡がある場合は重要な案件である」という認識から先に進み、「学校から報告がなくても重要な案件は見逃さない」という捉えを持ち、「いじめ認知報告書」を確認して気になる事案については、市教委指導課から問い合わせしていく体制を整えていく必要がある。

4. 財政基盤の充実

本件の調査回数は、当初は10回～20回を目処にして始めたが、実際はその回数を超えている。自死を伴う事案ともなればその2倍近くの回数が必要だとされている。本委員会委員は、委員としての業務だけを行っているのではないため頻繁に集まることが難しかったが、調査報告のために事務局や委員同士で連絡を取り合うことがあった。さらには、報告書を作成するためにも相当の時間を費やしている。その業務に対する対価が準備できていたのか、振り返る必要がある。委員選出の段階で、その対価が業務と割に合わないとして委員を断られたケースも出ている。

本委員会の事務局は市教委の各課から選出された者が本来業務に付け加えた業務として担った。多忙かつ重責・重職であるにもかかわらず、中立・公正であるように調査・検証に向けて誠心誠意協力していただいたことに感謝したい。しかし、第三者委員会事務局の事務作業もかなり膨大であることを触れずにはいられない。対象となる生徒や保護者、または学校との調整は勿論のこと、委員とのやりとりも頻繁に行うことになる。必要に応じて資料の収集をしたり、委員会の記録整理も請け負ったりすることになる。会議開催も、委員の都合により開催するため、勤務時間外に業務を進める必要があった。そのような事務局自身に対する対価も検討されて進められていたのだろうか。振り返る必要が

ある。

今後、あつてはならないこととしながらも、いじめの重大事態に伴う第三者委員会を動かさざるを得ない事案が起きないとは言い切れない。いじめ問題の防止対策に向けた取組への費用と合わせて、充実した財政措置の要望を推進していかななくてはならない。

5. 市教委と市長部局との連携

法に示されているいじめ防止等における地方公共団体の役割は以下の通りである。

- ①国・学校・地域住民・家庭その他の関係者と連携の下、いじめの問題を克服する(第3条)
- ②国と協力して、当該地域の状況に応じた施策を策定・実施する責務を有す(第6条)
- ③いじめ防止等の対策を推進するために必要な財政上の措置等を講ずる(第10条)
- ④いじめ防止等のための対策を総合的・効果的に推進するための基本方針を定める(第12条)
- ⑤学校、教育委員会、児童相談所等で構成されるいじめ問題対策連絡協議会を置く(第14条)
- ⑥いじめに関する通報・相談を受ける体制の整備に必要な施策を講ずる(第16条)
- ⑦いじめを受けた児童生徒への支援等が適切に行われる体制を整備する(第17条)
- ⑧教員の資質向上や生徒指導体制の充実のための教諭の確保等の措置を講ずる(第18条)
- ⑨インターネットを通じて行われるいじめに対処する体制の整備に努める(第19条)
- ⑩いじめ防止等のための対策の調査研究・検証及びその普及を行う(第20条)
- ⑪いじめの影響・防止の重要性、相談制度、救済制度等の広報・啓発を行う(第21条)
- ⑫関係者が異なる学校に在籍する場合、学校相互間の連携協力体制を整備する(第27条)
- ⑬長は重大事態の報告を受け、必要により再調査を行い、結果を議会に報告する(第30条)
- ⑭重大事態の対処に関し、必要に応じ文部科学大臣等の指導・助言・援助を受ける(第33条)

学校の設置者とは、地方公共団体であるが、法で示す設置者は管理権限がある教育委員会のことを指している。しかしながら、上述の14もある役割を全て教育委員会で展開していくことは、かなり難しい。人員的にも予算的にも無理がある。法では、地方公共団体の役割であるとしていることから、教育委員会は、いじめ防止等の対策のために市長部局と連携し、対応するための整備を進める必要がある。

ここでも例を挙げる。

ある市では、市のいじめ防止等の対策組織として、教育委員会とは独立した部局に「いじめ防止専門委員会」を設置している。学校だけでは解決が困難ないじめ問題に対して5人の専門家(学識経験、心理、司法、福祉)が窓口となって対応することとなっている。万一、いじめの重大事態が生じた場合には、その専門委員会も対応することとなっている。専門委員以外に、相談員も配置して、日常的に市内の小中学校を訪問して情報交換をする他、市の窓口として、直接保護者や子供からの電話にも対応することとなっている。教育委員会が市長部局と連携して対応することができるので、教育委員会の業務負担の軽減に繋がっている。

6. 重大事態の調査に係る問題点の整理と改善

本委員会は、法、国の基本方針、ガイドラインに則り進めてきた。本委員会を運営するにあたり、次のことを整理して報告書に盛り込んでいくことは、諮問である「当該報告に係る重大事態への対処」に応えることになることと信じ、以下の2点を挙げておく。

(1) 本委員会による調査開始の説明

本件を重大事態として取り扱うこととなり、市教委指導課は、保護者に本委員会による調査が始まる説明を行った。生徒B～Jの保護者への説明の中で、「第三者委員会に対し、何を聞かれるのか、聞いてもらうということもよい」と市教委指導課が伝えていた。本委員会の諮問内容からすれば、加害とされる側の保護者に対する説明や質問に答えていくことについては、本委員会が対応すべき内容であるのかどうか、十分に検討していただきたい。本委員会の諮問内容を調査主体である市教委も理解し、市教委内でも連携しながら、対応していくことを必然としたい。

一方、生徒Aや生徒A保護者に対しては、早期の対応が求められたが、「いじめの重大事態」を認定してから、本委員会の調査が始まるまでには、かなり期間を要している。生徒Aや生徒A保護者が、本件の対応に対して要望書を2回も出すほど不安を感じている中でのことである。第三者委員会を出来る限り

迅速に立ち上げられるように、準備しておく必要についても記しておく。

(2) 被害生徒への支援体制の充実

被害生徒への支援は、いじめ対応の大原則であり、不登校重大事態の調査目的は「欠席を余儀なくされている状況を解消し、対象児童生徒の学校復帰の支援につなげることと、今後の再発防止に活かすこと」（「不登校重大事態に係る調査の指針」）にある。この目的に照らし合わせて、調査進行中においても、対象生徒に対して、学校復帰の支援につなげる支援をし続けることができたのか振り返り、再発防止につなげていきたい。

生徒A保護者からは、「X中から、『(加害生徒への)指導は第三者委員会と相談する。我々は生徒Aをフォローすることしかしない。』と令和4(2022)年12月に言われたときにちょっと愕然としてしまって。指導ができないんだったら生徒Aを教室に戻すっていうことが目的だって状況になっていない。」という発言があった。「加害生徒への指導」は第三者委員会と相談して行うものではない。X中がこのような発言をしたのであれば認識を改める必要がある。

また市教委には、できうる限りの対処をするために、各課で連携して対応していくことを求める。

第5 別添資料

1. 浜松市いじめの防止等のための基本的な方針

(平成26年3月 最終改定 令和4年9月)

2. 令和3年度浜松市立■■■■中学校いじめ防止基本方針